



市老連だより 14

令和 3 年 2 月 25 日

一 般 社 団 法 人

大阪市老人福祉施設連盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

LIFEの介護事業所で必要な利用手続きについて事務連絡 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

4 月に控える LIFE(科学的介護情報システム)の稼働に向けて、厚生労働省は 19 日、各都道府県の介護保険主管課(室)に宛てた事務連絡で、介護事業所で必要な利用申請手続きについて示しました。2021 年度介護報酬改定で新設される「科学的介護推進体制加算」などの算定に必要。4 月初旬から利用を開始する場合は 3 月 25 日までに既存の CHASE(4 月から LIFE に集約)のウェブサイトから利用申請を行い、ID やパスワードの発行を受ける必要があります。

LIFE は、介護事業所による科学的に裏付けの取れた自立支援や重度化防止の取り組みを推進するために構築を進めるデータベース。21 年度の介護報酬改定では、居宅介護支援を除く全てのサービスを対象に、LIFE のシステムを用いたデータ提出やそのフィードバックを活用した各種計画書・ケア記録の作成、利用者の状態把握などが推進されます。さまざまな加算の再編や新設も行われ、加算の算定要件となる具体的なデータ項目は、今後の通知などで示される予定です。

科学的介護の推進を巡っては、16 年には通所・訪問リハビリテーションを対象としたデータ収集システム(VISIT)が、20 年には高齢者の状態やケアの内容等のデータ収集システム(CHASE)の運用が開始されました。しかし、利用状況はいずれも低調だったため、国はこれを問題視。21 年度改定では、入所者・利用者ごとの「ADL 値」「栄養状態」「口腔機

能」「認知症の状況」などのデータ提出や活用を要件として算定できる科学的介護推進体制加算(通所系・居住系・多機能系サービスの場合で月に40単位)の新設や、新たにアウトカム評価が導入される施設系サービスの「排せつ支援加算」「褥瘡マネジメント加算」などの算定要件に組み込むことで、2つのデータベースを集約したLIFEの普及を促します。

利用申請は、3月中まではCHASEのウェブサイト(4月以降はLIFE専用のURLに切り替わる予定)で申し込めば、事業所にパスワードなどが記載されたはがきが簡易書留で送付されます。毎月25日までの申請分が翌月上旬に発送されるため、4月前半からLIFEの利用を始める場合は、3月25日までに利用申請を行う必要があります。

すでにCHASEやVISITを利用している場合は、そのIDやパスワードを4月以降も引き続き利用できます(両方を利用している場合は、CHASEのID・パスワードに統一されます)。

詳細資料については、下記URLをご確認ください。

URL:

http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2021/02/LIFE.pdf

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612